



Ⅲ いじめを「早期発見」「早期解決」するための方策

	目的	具体的な取組	検証
ア 早期発見のために	1 小さな変化や兆候に気づく	いじめは、いつ・どこでも・だれにでも起こりうるものとして、児童のようすをしっかりと観察し、把握に努める。 個々の教職員で個別に判断することなく、気になる変化は記録すばやく情報共有し、複数の視点で観察を継続する。 気になる児童への積極的な働きかけを行う。誰にでも相談できることを伝え、安心感を持たせる。	
	2 気づいた情報を確実に共有する	児童支援担当が集約し、情報の一元化を図る。(必要に応じ校内支援会を開催する) いじめ問題に取り組むための校内組織に遅滞なく情報を上げ、関係者からの情報を求めていく。 いじめの可能性を安易に否定することなく、常に事案発生事態を念頭におき観察を継続する。	
	3 家庭・地域と連携した見守りをする	日頃から学級・学校通信等を活用し、開かれた学校づくりに努め、家庭からの情報を受けやすい体制を整える。 交通安全会議・地区補導委員・民生委員等の地域団体との連携を深め、情報を受けやすい体制を整える。 ポスターや相談カード等で、学校外の相談窓口の所在を、生徒や保護者に周知する。	
イ 早期解決のために	1 組織で対応する	解決のための責任の主体を組織に置く。教職員個人の責任や判断のみで対応しない。 当該事案の解決のために最も有効となる役割分担を行い、迅速な対応を行う。 事実関係を早期に把握するための調査を行う。被害-加害の二者関係でなく、構造的に問題を捉える。	
	2 児童(生徒)へのケア・指導としてやるべきこと	いじめられている児童(生徒)の安全を最優先に考え、状況を把握し、本人や保護者の気持ちに寄り添った対応をする。 いじめた子には、「いじめは許されない」という毅然とした姿勢を持つと同時に、育成的な指導に努める。 いじめの全体像を正確に把握し、必要に応じて当該児童等の属する集団への指導を適切に行う。	
	3 家庭・関係機関と連携して取り組むこと	いじめ問題が起きた際は、家庭との連携をより密にし、学校の指導方針等を伝え、協力を求める。 家庭での様子や、交友関係等についての情報を提供してもらい、指導に生かす。 子どもや保護者の状況に応じて、相談機関等の活用も勧める。	

Ⅳ いじめ問題に取り組むための校内組織(いじめ防止・対策委員会)

ア 目的 「いじめ防止・対策委員会」を設置して、いじめの未然防止・早期発見への取組について協議し、今後の方策を決定する。

イ 構成メンバー 管理職・生徒指導担当・特別支援教育学校コーディネーター・各ブロック(低、中、高)・養護教諭・その他関係機関により組織する。

ウ いじめ防止・対策委員会 年間活動計画(月1回以上 随時 開催)

通年	校内支援会(月1回) いじめ防止・対策委員会の定期的な開催(情報交換等を含む) いじめの相談・通報の窓口としての役割 外部関係機関との連携のための連絡・調整
1学期	年間指導計画の作成 教職員研修の計画 配慮の必要な児童についての情報交換と共通理解 Q-U・いじめアンケートの実施と分析 いじめ防止プログラムの実施
夏休	2学期以降の活動の見直し 配慮の必要な児童についての情報交換と共通理解
2学期	いじめ問題への取組みについて、保護者・地域への発信・啓発 人権教育参観日の内容について協議・見直し いじめアンケートの実施と分析 いじめ防止プログラム・学校評価の実施
3学期	アンケート等集計・分析 年間指導計画の集約・見直し 小中連携のための情報交換・次年度学年への引継ぎ情報の作成

→ 生いじめた場合が疑われる事案が	エ いじめが疑われる事案が生じた場合は、校長の判断により、対応チームを編成し、組織的な対応で迅速な解決を図る。 必要に応じて、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、スクールカウンセラー、SSW等との連携を図る。
	○対応チームの編成 *事案に応じて、柔軟に編成する。  ○対応方針の決定・役割分担 (1)情報の整理 (2)対応方針(保護者、関係機関との連携) (3)役割分担  ○事実の究明と支援・指導  ○いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導  ○保護者への説明と取組への連携協力を図る。

Ⅴ 方針や取組の検証と評価について

いじめ防止法34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、実態の把握及び措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止する取組等に対して評価を行う。

重点に評価する内容は以下の3点である。

①いじめの防止及び早期発見の取組状況、②いじめへの対処の取組状況、③組織的体制の機能と組織的取組の状況